

平成27年分「定期報告書」の届出を お願いします！

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者又は飼養管理者は毎年2月1日時点の飼養状況について家畜保健衛生所に報告する必要があります。

《定期報告の概要》

◆届出の対象家畜および届出期限

1. 牛、水牛、鹿、豚(ミニ豚・イノブタを含む)、馬、めん羊、山羊
平成27年4月15日
2. 鶏(ウコッケイ、チャボを含む)、あひる、うずら、きじ、だちょう
ほろほろ鳥、七面鳥
平成27年 6月15日

◆報告事項

- 1 基本情報
 - (1)家畜の所有者および管理者の氏名又は名称および住所
 - (2)農場(飼養場所)の名称および住所
 - (3)家畜の種類および頭羽数 など
- 2 飼養衛生管理基準の遵守状況
- 3 添付書類
 - (1)農場の平面図
 - (2)家畜の飼養密度
 - (3)埋却地の確保状況(所在地、面積、利用状況) など

届出場所 : 中濃家畜保健衛生所
〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1

*届出は郵送でも可です

不明な点がございましたら、中濃家畜保健衛生所までお問い合わせください